官刻

孝義録

陸奥九

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

官刻

孝義録

陸奥九

二十

136
50
197

東京圖書館

和書門	傳記類	一三六 五 七函	八架	一三八號	五〇冊

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

帝國圖書館藏

TOKIO LIBRARY
ESTABLISHED IN MOMBUSHO 1872

明治九年文部省交付

孝義録巻之二十

陸奥國九

寺特者与兵衛

与兵衛は若松の城下天寧寺町の者なり元巣乃時より
塗師又右衛門の弟なりて其業を学ひ七年目あい
ことをおもうたらく藏人なりしも貧乏人乃
あるを見るおもひとなく十年のうち助力して貧者
かたくひこと又右衛門年老く其業も劣りかたく成
ぬるの妻髪おろして名をも道則とあらため発
心の其子一人あるを若さ故なりて家乃

業をもつて親を養ふことをもかなはれて
安云濤の力をもつてはかくの主人の恩乃らちの老たる
く養ひぬ道則安切も自由なるらさりしを安云濤
の方よりむかへとりて養ふ事二十余年まことの親乃ちくよ
敬ひ仕ふ事ありて日暮ぬまいらうち逐
よおくてともすれば帰宅寺に説法をとさとふ世けい
をとりたる紀物乃類まくしをつけをの家居の側に
方二間の家をつくりてとまれ夕の膳ハ安云濤夫
婦その子清左衛門ふるくまいりてとりハ食し道則
乃箸をとるとさるを紀よハあへてく物ろハ事なく妻

もまた其家の法よりひてうる安云濤かとくまて
ありける道則ち家の云日よハ家乃うちの若うる稽
古しておまくさをたち又ハ其家の先祖の忌命とよハ
市銭物をとりめとりて其師乃勇よりうりて法多
をいとるをありくうる物を居よりとりて代銭を始
まハその初穂まて酒をうひ師よりて先祖の招こた
めとてハ味うをハ魚をあつとしく孫よりもまうをを道則
よのをあこへうる安云濤ち二男に恵助とうく頼多
厩よりつ〻ける者あるかこれも又給金を沖初穂
まくハ必酒を求めその師ちひよ親兄弟よりも

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

よく兄弟ハいつまも若れもありてこれハ元文元年
寡黙にして頑固なり業をとらせぬ

孝行者伝右衛門

孝行者伝右衛門

伝右衛門伝五郎兄弟ハ若松乃城下石切町よりあ
りしとなり実義なるものなるへくくの人と交る
よも酒、諸ひろく事なく家貧しくそれと人の絶
を貪る事なく道を心ゝ按をもりのりをえんま
業未なる事をなさ法一町の若よむひともいへ
て礼義を礼る事なく兄ハ性地塗のくくを

なす事ふるひをあさるひて世を送まるよ兄ハ弟を
ふのこと〻ひ弟ハ兄を親とたのみて考る毎り
孝をなすおろよりかへるよ若け菓子をもと
兄弟をせんゝとして毎よりそめ絶る事
なとある時ハ兄ハ弟よ由つりて弟ハ兄よ由つりて
くゝこゝとなりふ弟ハ兄よ酒をかゝ毎を厨
兄弟長さ法ハ世の中ハ物値ゝ又ハ菓子のこと
して安らゝめとして伝右衛門ハ沼る所乃値ハ毎
よりそせて後弟よりとゝとこれを用るゝひと
ふ弟にひつるよそのふ入をとるのとふ事あり

身もはだとうやまひて裏方の衣服も見よのはうに
物をとさせをのをのはあるいさ物をまらひ是役まるこ
大清人見ゆとみあるとさもあるとさもあるより先のようとて
出つくはまるとのふ正直すして業性と見れは領主も
賞をくはくくはくはくは

よりくあれども又ハ家財ゆるくも大分ことひか
ゝをいとくふせさるゝハ色ゝ衣服飯食ハことくく
焼失ひぬる人もあるまゝとゝ云ひてその科をあ
たへしらさるかもうるゝ事多くハ日もとゆくゑ
右をいとるゝとゝあへとゝ料とゝ
道よりおちゝる物をひろくハいうゝて其主にうへゝ
ゝとゝ云ふを学しゝゝその三右ゝ兄治郎兵衛ハ過ゝさわゝ
四の機町といへゝるゝ僧屋しゝてありしかゝさいめく
賞ゝさもの多きハ三右衛門ゆるひまゝハ米酒ゆゝ物
て飢ゆゝるゝしゝあゝを刺へゝ三右ゝ身をとりて完地

ともゆ免つゝゝその兄をゝる事親のゝとくゝゆり
ゝ物ゝゝゝゝハ主人乃家の米へゆくへゝ事を祈り
ゝをへゝくの右ゝゆゝゝゝゝむゝゝゝけゝハ元文二年
領主ゝゝ米をゆゝへゝく賞せり

孝行者吉右衛門

郡麻那木地小屋村の吉右衛門ハ木地細工を職とゝ兄
弟四人ありしゝ母ハ久しゝく瞑症やゝく飯の形を
ゝゝ事ゝるゝくゝゝゝ或ハ酒をのゝゝ求ゝ兄弟ゝ
くゝをゝゝゝ療用せゝかつるゝゝゝぬ父母ゝゝ
ゝ病ゝるゝを憂の余ハ兄弟ゝゝゝゝ枕ゝゝゝあり

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

て数を掃ひ色ハ白雪の如くこえぬやうよんをつけ
ぬ二月の末いまるといへる魚をとくふまゐりといふ
の沢ハ世よあらぬ程の遠沢といふ山沢より行
て網をもくとりひしとらふ孝心のいてきたるよや雪
の中よりいまるを沢くり十月よりてうて魚をこの
めハ魚ごとに分よ金を分をいつの沢くに見をおくその
量をとりてくぬ十二月乃至ごとよハ乾鮭もかるつぬと氣
用をそなへく孝養せりあくる年睦月の粉を沢よ
くの沢といへる地の清水沢くに来よといふ兄弟妻
子ともその所よ行てうるふ富の源をきハそのちか

きうくりの泉を汲て吸きり父味ひてられいくら
沢の水よあらぬといふよ吾家ついてやとくに兄弟
うらつまかの乃沢よりつり水をうかちてくこに来る
ふ父うきりあくに病ひ見てそつよ所の清水をるれと
きよくく世よふひ弱る事ものとくつるよもる
しくあきり吾家ちやくくりに親よ孝あり
て家のうち睦しくやうけりその養美とく
元文三年領主より米をあてへ也

貞岩者いち

會津弘神村の百姓武右衛つ妻のいちハ男伝右

夫婦ともに祖父母に孝心篤く親族ともに睦
しかりしかども三年さきに武右衛門病をやま
いろいろ療治をほどこすも治せずこれ人々の憂
べき病なれば八世のはらからもなげかしく親
のもとにありて孝ひとしくくるるものうしとて
七年前より妻子三人別家せしめ農事もなるね
ハ怠らずと作り妻ハ日々やとひに出るとて
いよいようたてる孝心ありしかるに三年前より武右衛門
こうこの病重りまた長くなりと嘆きとろ迄痛も強し
て業の細工もなり称ハ妻かねとへの衣をさうし
て薬を求め或ハ温泉にもあい日々炎天
に煙草のこつきをくはへて発我身の苦さをもい
とはずあけくれ夫のあつらひのふを尽さうと
髪けづる事ハもとよりたさはも手つから作りて
もろ世話衣の衣もまたくらぬまなく
醫師のもとへ行うのひまくいとまぬ事なり
さるの者若しもつまり父の若しこと病のう
をいひさろせ仕事も宜りたる身の因果あり
ごろひとりて孝養をもるべしとの
ちまもなくつゝへ今の去年九月沼田柳津村

の屋宅義兵衛外十帳を初めとして遍く人の教
ゆとる事ありしかは武右衛門病よりて家内
もかなとよい妻にうとこをつきもあらハ消ゆる
こいふをめくる病者を殺しとんもんをとる
とく支婦ともハ和ゆくを出山流ゆくハ
をとりハ出つゆうつまし消ゆりぬ武右衛門志
小厩して妻にいへるハ右方の病ゆつゆ多ら男
をいゆこ年若さこをめくへめをとをを柳津村
ゆくいさるいもるハ年こをの者病ひとこ多ら
称ハ今ゆり帳ゆらせん祖ゆいつこゆりともゆ

ゆ定めくゆとゆふゆ妻も涙ゆこをゆらゆあらゆ
さこ事ゆをあまハ伝ゆらゆの事ありともハ家
を出んゆ多くといてうけまと茅萩をつこく
茅ゆハへゆ多くれ和くハつく糧とく支ゆふゆ
さこ和ををめをのまハあらくくさこ和のこを
食くゆる意こゆく志をつくくゆ其月貌もう
ゆくこゆめくゆ難病の支をゆ柱を貞義を
立けまハ元文三年領主ゆり茅をゆこ
行ひを賞せくをて

孝行者こゆん

若桜の城下中六日町小すあるみ右衛門ハ籠高し
て漆器類をこしらへけるか十年このこと貧しく
なりて旅へ出る事もなりかねて妻のかんを
篠をとる事をいとなることなく姑夫を養へり姑
ハ六十六歳乃時より病気を発し毎夕ゆ
の毋ことくむつまじくして妻もいろく孝
養を尽せり今年七十九歳に及ひ老ひうとく
さ面しくの事好めるにかんこの志をこうして必そ
の物をもとめ又こしらへて朝夕の食乃ふ
ちをおしつゝさて召後十後てのけ亟姑の

重をかかへんとそ分のけるを焼火の注さえたらい称
ハ姑のいねしゝ写ハけしゝ亟の寒さおそれの積
ふけゝりともつゝよ好めるを[illegible]ふ時ゝ[illegible]を
行めつゝ更婦もともにのゝて敷め積雪九郎
和ハ先こつゝ郎て暖めいてゝ寒さ積ハそひ
寝ゝ若夜ゆゝ事あ年六月ゝ夜をゆゝさ
て差せゝめ其月ハ濁しゝ夜をまらい実よさ
ゝ子を養ゆこゝてゝ世ゝこゝハ姑もゝこと毋を
暮ゆよひゝてけ迄ハ業稿よ出るゝも必若志
らせ物迄ハ又それ和を[illegible]迄ハ[illegible]も

為病ゆゑ家しゐ二人をあつふ事いとまなく
ちゝ元文年頃より家をあとへて貧しき

孝行者惣左衛

會津郡西川村の肝煎役より惣左衛門ちゝ孝行
の者あり父惣右衛門ハ六十せ家より世を譲りし
ちゝ八年事有をとりけてちゝ八十余和名
をとゝひ他のりく家ゝ迄行ても孫らしき者
あきハ必指帰りて父より惣左衛門今年夏の比より
父病つきをよりてちゝ世にしか病のなとの
あつひらのつゝ九人乃為ふへくもなきゆゑ母

もちゝくらせるく今あるハ国しく郡大石村より来
まるゆくかの村より先の支乃子橙十郎ちゝく
肝煎より年ゝ惣左衛門より年この さな
まいハ事にひちゝく相むつひて万の事和ちゝ
しぬ又惣左衛門この祖母年久しく中風を患
ゝて隣の家よりそゝけるを仕へ乃女ひちゝを
添をちゝ今九毎日ゝて行ちゝ年称賛む為清
せんといへハ男に背負ハせちゝ惣左衛門つゝ添て
ちゝ者より風呂を好むゆゑ九重にまゝ世又小ゝ
をちゝこへハ産改年と味ちゝ祖母をもち

つく学うしめつて家のうちことそうてあくたう
食をつくら試そくさそくさん物りハふの和市より
おいせ外おもく送り今の母よりも孝ん を孫を
かるら孫ハ実の母とのこ人ハふひ多年ハ里の人
よりたのもしけるく孤獨の人の病あまハ藥の事
食物ゆくまてとかを致してあつひをまハあくう
の者もそうひて親族よりとしく志ひられ
ものとゆん元文六年領主ゆり米をかく療養に

孝行者已ゝ助

若松の城下融通寺町よ田郎兵衛とく蒲原郡

法川町まく人の多きありく事を業とを
ゆ者ありゆ年さ記りり立やくくく慶もや
らくをやくていつくをくかよくちのかけ走ゆ
事も叶ハねハをのつくいくをゆ者しく飢ゆも
及婚ゆくりゆるを其ゆ已ゝ助くく十ゝ歳ゆる
ゆ祖者くハあまくと父の業ゆくまハしくとゆふ
比おかつるゆくゆら其業を壌ゆくに行祖十四
異ゆくの所いくゆる事いくく徒ゆも甲斐く
しくもゆひつくを記ゆひくせり去年の法
ゆり父いゆく義へ眼をゆくん屋ゆ流けまハ絶

外も物うくせ〳〵とうるさく醫療を加へ〳〵
らとく〳〵験をもこゝ助れ夕の食はさらなり
数の外よ歳こゝとるくるの物もとめ酒をも
飲うぬまいことゝうよ遠さ所の白酒をもとめ
出淺ハ小豆の粥園乃くたらたとまつらと
とのゝ食せぬ他よ出る日ハよりたゝこ食
物乃具薬味噌を飯へ其雑費乃出るをを知ら
しめとなる年九除物よ酒川よ動りく使
の價錢ニ貫五百文程とあり物をよ延包な
とあるのことあるを物もをぬまいひとり物ら

んハんもとるく物あるかへり祢と人て
りふを父乃ものらひん事をさひ者のくか
しとを出法あさへらるくふりて松明もをえく
なまハ道ハこのさらてやうく貧乃利をよ婦
自つさ履物もあるくさえ父よかの後をこせ
あんぬるく事をかさ祢ん事を脱ひつく其乃
ものうけの物なと父の紐よまようせまこと頂へよも
出〳〵とそ其ありて父の病いやあるり月もや
金をるるんとをとこ助んのとくかとるる
くに藥をとそく免ぬまとをくくしめら

と賜の之しるしとして其事ありしとて赤
面をくまいと次郎といふて男も健なる性を
さつひ乃助けなもならぬをとりくあつまて発
ることむつかしくして別くとそのこのよけいん多
を移りいるれい元文五年頃より此事をとて
て某をあらこへぬ

○忠義者 如さ

如さハ越後国蒲原郡新潟村の民治右衛門の娘
なりく會津の藩士日髮草云湯乃父某の代より
いまつとめせしゝ中女なり後その男もまるこ

其郡より取りてつくべきよう事ありしさりて今の
草云湯の代となりてもこハ家よりありなるを性
きてこそりて別通ひぬいと年草云湯父母病
ろ事ありの妻ハ男ともあり其男ハ公ことあ
男て城下に參り居けるハふこと其あとよりあり居て
病気とるくつき流くいこさりりぬ年を病るを
小草云湯姫二人をもうけ父母ハうせるこの
ハふこと姉姫を懐こと郎しつて事ひくく日を
送りしか草云湯食後ようくる事なて家族
を引つれ城下へ出んとそ
をもてそろをと

まくとくとくまのかりぬ雷さへかりつゝ
ゐよりゐるけさ石を越くゝ城下天寧寺町よ
りこゝ西りと名ゝ里やうく卓玄清八人ゝ新屋
ら迯しに妻とゝさと世に子のいとして日こ
とゝ沼離をとり神仏を祈る事切なりの
卓玄清の妻ゝよ命つゝくゝりの業ハあゝへ
らゝまとゝゝを名夕の陰影の料も乏し
さをゝさ人の夜ゝひつゝゝいゝゝ貧困を
とりてこれをたゝけ下男も乗乗明るゝ
て迯し後ハ来ゝくのいとゝ影を

まり雪ゝりつゝハ来をこゝく表裏の雪を掃ひ
蟹のそこ称しをもつゝハゝ雪ゝ畑作る事も
ひくくしくこやし出持たひつゝ乏しを
技ゝゝ節ゝ家に名ゝ故主の家三人の
婦女の夜乃清ひそゝさのこえ若しゝゝぬ
やうにを送りけゝとを九秋の夜ゝ父のもとり
津川町乃醫者波田玄智とゝ福有乃若ゝを
この明跡を学及ひて妻ゝ有ゝさゝ をひ
ゝまりゝゝゝ称といひをゝゝゝるをこの
人くゝ九ゝゝゝる中にゝひもゝゝをゝて

うけの八左卓云蔵囚獄の中にこめられて
夫妻ともにんをあい焼飯をと雑まるか日数う
とりて八人まくこのまんくりもつとく風乃
勢あ乃多もいとハさあらそいもせに徒跪のく
まくこつくりこれを携へ四郎右衛門の者乃
いへるハ囚獄乃中ととくもそまくれ賄ありて
食の不足あらしをるとかくくも日こと
まハさるそとつふを一日も忘りたハ安うらをと
七程囚しさあまくるかしける卓云蔵こう妻ハ江
戸の産まくこ乃あくりまをもるけまハ

入ハいこめん事をとくとそくあつく力を
そへくの卓云蔵か罪ハ家の絶されまくき
まあくくの金銭こつくられ用にもちあく篤
用くねまをけるまこけ事をきまりけ
ハ其身の強金をいくうとるへこんなく
くこのくく志をつくせるなりその事をこと
くくりにくれまくはつの引ひもくくと
罪七を町の検断名主をと一町乃ものとあと
くり領主まこと元んの和元年卓云蔵か
妻まも元そくまひしまくあくくあ仕へ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

し法男始りも忠を尽せし事かたく
ものこけ迄いたられし事いふるに罪なき流むとも
ふる事に尽さとい云紫りも遠くしと者
へ尽迄ハそのうしうへ出けるいものと草云湯
ち罪の宮らぬうちるうら妙ちこと兼そこ
をあくへく甚志遂しめくとりとるんこハ寛保
元年の事なりさ

農業出精植田廉

植田廉ハ郎麻郡上林村の百姓なりしを耐
らり農事に心を尽し氣力もまと壮なれ

ハ農業とるくそこら紀ま尽くく農家のるまと面
を業山野の稼他事しるく勤免しかハ家産
もまるを尽しさるるうちを年の貢もめる事
るりのを武村のうちるとを松とうへるるあり
武文ものりの添沢るくに武ちとるを大林新田と云
和あるかそれ而るめくまるる水武沢るるを為
て不用のるのとるるを猫をいるのもしを新田を
開るるりくを事を紀らり植田廉二人の子
とりを合せ開地の出をそこひ入沢の志もに出面
を尽し近さるるりの山くるを幾筋ともなく

水戸を流れさせ大海のうちに出て山
の谷を流れ〳〵に四年のうちに沢をとり堀
里出来年まるくに一段七畝乃田となる　種籾を八
月ころ宮の貢ころまつるべきこむ籾をそいし
出ず村中共事金くたり〳〵ぬけ村の内他のもの
まるく此地いるも人の力まるく田となるべき事
ろくりんといひおへりしかは植田廉父子四年
の月日をまるく是歩をまつとかをせて事
よれつまるまる籾八くたり是ありとそこれのより
七又此村よりある若徳谷地といへる所より新田い

らくへき地六町ばかりもあるべ山男に流を築
き用水をひきあらきりせい長く國の利とな
らんと一村のもの相〳〵ろうて六年さるより頼ひ
をきさるか流きつへきと人足ゑくく村の力に及
ひかたくむまるく月日をとりまるに植田廉八
父子ばかりまるくさるのの流を沢を埋し
まるべ八村のかをあてせまるなと其切を終る
事なりさらんと云こ年ばかりして出来ま
よ堰堤の人足三千六百人村中より出しか力
ををして堤ありぬされとも水のうるなく

して拙付へとやうるものを積田郷この事に感じ村の者志を励し営作大ること数年にして早苗もうへつまぬへくなるの志のことをもつて積田郷この者乃初ひもろる志けまハ延享元年寛いもとして頒立ること年そこそこをそこらせける

孝行者甚助

甚助ハ若松の城下二の町の者なり人となり篤実にして魚商ふ生涯を業とせり この家貧しくして やうくにその日を送まり父

ハ中ゑ年前にうせ母ハ血乃原をやとして家の内乃事ものあつひくく父の身市右衛門といへる者も妻子をとくまま獨身乃ゆるへ身記まくよ九年このうち甚助の家りすくを甚助一人の働をもくとりふ生養しその母ハ生るる病乃事なまハ日和のよりて食事よもとまま又ハやうの者ものらとも人の憂を知とて病にあくりとて小義六十四歳よりもあるまハとちあるを事なるをいふをなるよこらへとめ療養をこらとて食事もよ

さかとりよんを用ゐたるとくれ事母乃好とよ
ゆゑつまに滋しさをいとへんきりとる者味
むとくく徒弦を慰ゆゑ世わられ花をとるる
瓶よりいま菓子をくゐやうれ物りと先出さく
殆させ代菓のちく先りるも母乃甘さとりれを
好ちく為り結を子まいはまりも物まを饗法
をあくまりも自りもをを砂糖をとくを
求め出くをせくにり欲せをせんりくして
串柿を先出ちりる母のみく旅くこの慈助も
せりるらいくとなんそれ亦暑の附薬の

たりに仮乃用事ある附もとゐくとんを
ぬ叔父市右衛門年六十九にりくゆ去年乃
秋より中風を憂いくゆもんのゆくゐ法
歩郎くてのをありくを見も母のをくにを
をけつく慈助りををりる事形く叔父も
いくくその志を感くてそれ慈いを附せくと
そをへくく二人乃病者れんをやをんせんくを先
つをにやつくくををりくををせくとふ分を
りくひ奥くを見りをりる延享元年寅黄
とくて領をより菓をあくふ

忠義者越四郎

越四郎ハ郡麻弘貝沼村の百姓なるか若松の城下之壁作町甚四郎か家ニ数十年乃召仕たるもの成しにむまれつき実義ニて下くらいなる者ゆへ人町ニ離れ至人の兄弥次兵衛といへる者ゆへ人町ニ離れ居しの用途の金銭をもうけ家をしてい家のくらしニ異ならぬ兄弟とのみ塗物をして高賃ニて他ハ出ず世渡りにまぎれ年々塗物乃器を作りたるものを雇ひし年代越四郎ハ作りの事をうくし年れうち

ハ物ひとつ〳〵ニ作り物を作りたるに人のまをやとふ事なく独りく起々ハ元乃ことゆへ作りはくたくたくらしなれハ体ハくらくらるとふよそ此像をもく業をつとめ影をさ見或ハ作りも作りの事〳〵ハ来ハ数多く人のやとハ世ハ世ニ作り物を作りて至人の家ニ作りて世ハ貧窮ニ作り物を作りて至人もいとをくこと休むへきいとまなきハ色物ハ作りとなりてとのとの休ハ色物もの世の月とハ色ハそれ〳〵事ハ金ニまかり日雇の衣をもたうへハ事ハ千くりぬ成ハよくも

と世をすごしけるとかの
くてゆくをなげきもいとまなく
そこをもくめつつかれ給ふ所の金りく
のものゝ年貢をとんやとくおさめぬまにせめ
てのいとをむくひまいらせんとあれ共
へともかせぎしをその賃銭うけあはせの今
よりしてとつ分ゝ作りをかせるもかへ
出申候ゝ所ゝ者ゝ者ゝ者

用の品々をそなへ服をうゝいるをつゝ由さ
を拵い又ハ菓子ものゝ類まて
かいあゝへ又ハ去年ものゝ指のへ申
人の見て薬料をハ用ゐされハ出るはなそ
乃ゝ先ゝ用うへき料ものゝとあゝくハんと
いふもとりこまゝ者ふへき様ゝ事いるへ
きものゝらぬ強くたまのうへうゝてへ亟
とゝ新用ものあてん乃志なきゝ由るさゝ
をうふらちやとゝへさ延享二年領主よ
りさゝ孝をあゝへゝその志義を称ゝ

孝行者之部

之部八郎麻弘下利根川村の百姓与右衛門の娘なり
その身長ゝぬゝとゝるゝ八歳ハ嫁いるへゝよ
ゝもなゝつゝよ母をゝうゝ書いける父与右衛門
八六年さ記ゝうせゝよ病のうちよも屋敷ゝる
く抜ゝとゝをゝていも孫ゝ薬をゝて先ぬ母ハ
年七十五歳なるこゝ十二年さ記ゝ中風をやゝて
所ゝ動ゝ事あゝゝゝんもおさゝいてゝり
けゝいゝけゝさゝ業ふゝゝて食事も箸と
ゝゝくゝ先ゝゝ去年ゝゝ病をゝてゝ

ともよんのまゝ手ら ぬを至孝親ゝよりとう
へく二便乃用をたさゝめ已もも見くゝて孫八母の
しゝとゝまゝく孫ゝまゝこ湯をとのゝくゝを見なと洗
世日毎ゝ外ゝる布の変相をかへ或ハさゝ面ゝく乃事
ゝふゝもたゝふ事なゝくそ乃ゝ月の力にあゝこハされ
ハ藩家のゝをたのゝてそれ至ゝよゝまゝ世ぬ親兄弟
の年忌月忌乃日ハ已か食物をとうゝたくゝ仏平
ゝ世ゝ布施をひさゝゝくゝこゝのゝ月ゝまゝく絹の糸ひ
さゝく賃をとり紡ゝ夕をくらゝしゝ母を養ひ衣
服もとゝるゝゝゝゝゝ人とゝゝりゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

村の若ゝも睦ゝゝゝりゝさたゝゝくゝへゝ親族もなゝく
ゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

かや八河浜弘牛沢村乃百姓宗五郎の妻なり
八年前より若松乃城下中ノ町東町堀端町辺
ある醫師毎夜玄智かゝ家へつゝかせまつる紀
律義なるものゆゑこゝ五人九年之紀ゆゑ
て相いふ事なりゆゑくありく事さへなるぬ
ゆ妻もまゝと次の年よりやまいよりてつるよ
うせ思其沢玄智まつしくさいよくまうけれ
ハ其ゆ玄良日来父よりかりて醫業をつとめ世
をうることまるに極めく考る母とまゝと初さこ
人の如ふとあるをゆゑ人まく書いたちく

もたゆゑなく二人の病者乃ゆゑにあく来もい
を称を玄良も傷寒ハ病をうけ二人の娘も
又やうく十日たつへしく事ありしにこゝを
もうくゝとけ夜乃寒暖をとゝ食の時義を
うゆゑいやうくゆ病をとうりぬ志のるゆ母ゆ
と中風乃煩ひまく初おさ姉もやをとうり母
を称ゝこ病ゆゑゆゑ神ゆいのり佛ゆあゆを
寒さ時ゆも怠離とりて衣を誠ををくける
雷たり降る船ハゆゑ薬源さゆ籬を掃ひ
道を初ゝさ又彩ゆり業をけ加うつ事ゆ

てんつ巻暑さ日よハ水そ[illegible]ゝさ家とし[illegible]の六人
の女子ハ初さ[illegible]りいつゝ[illegible]ゝりそて如乃
業も教へしゝそ友郷にいまゝと父母のもゝよ
も便りと先ゝく酔[illegible]る邪[illegible]ひゝる[illegible]か又ハ[illegible]人
りり初さ世ゝく稽あ[illegible]ハ打ゝに稽りさ年久
しく勤しゝりもも[illegible]人の家を治る事を
のゝ月乃ゝの事のゝにゝひゝさゝる費を
省ゝ世ゝ人のゝゝあしゝなゝと云の紫ゝ[illegible]る事
なゝたゝ数乃ゝり初ゝ晴しゝゝんゝゝを云
ひゝゝとゝ年季ゝゝく又一めゝりゝゝむゝる[illegible]

強金の定をも強ゝと事なるをかやゝよそのゝゝを
いへハ年月乃めゝゝ源ゝゝそその報をもなゝゝん
とゝひ日比の[illegible]ゝゝゝさをもゝゝれハ何系る
事あゝんともゝりもたゝいるへゝゝとゝゝ
自孫ゝゝゝゝ処寛二年領主ゝり米をあゝ
ゝゝけゝゝゝ引ひを賞しけゝゝとゝん

貞享者せゝゝ

世紀八郎麻弘末代小屋村の百姓熱次郎この妻り
千五年ゝゝゝり支癖乃病ゝて[illegible]
人の弟ゝも出ゝゝ妻ハ妻にむひてゝゝ[illegible]

さ病をうけくとくも世よましらふへくも物
らを年さけぬうちに女をもうして親里
にくりいつくても再ひの月のくえうろし
うらまくなと志もくいひうるよ妻あらぬと
ふひてひひるさ事をものひるか非
うく附添ましらせてよろ何人乃まくるうぬ
世のいとるをいうくかゑ今さらんうろく出ゆくへ
さいこうなるくうをしるくこをぬとも彦
月をもへ嫁よ聟ちりてんやちく世をも涙ら
もやとのをふふといちへくうけひをを紙多よ非

仏ましのり男九業をもゆを勤めく田畑菓ちり
子ひをくあるハ人ましやとうまくく人の耕をを男
ましかり年貢後幾滞里ゆく一家を人せをを二人
のかまくを九日を送りぬやとをまて他ましと
をハ一日九食を他へをさ物ましハ其日の事をひ
好見る物ゆと調してをむ雇うまを家
まく異ゆるあらちひうれハ精へ物りまを酒を
くゆハつ孫にこれを壺ましくハ屋を異の
親非益親乃ちをけうを業ましも乃屋めをく
秋ハ親しをものを紙ををの子男にりりて勤

め或ハ粘枝の類を拾ひ雲の中ハ[illegible]
孫ハ娘をもいまゝ[illegible]
あるいハ[illegible]
ける親ハ日[illegible]酸川[illegible]村の[illegible]
百姓[illegible]
つ[illegible]
[illegible]
[illegible]

の暇小商ひいとなむ時は母は養ひさまの為に妻は
養へしかは小右衛門あるはあらぬまも妻子の養ひ意
らさりき外より物まいとく起居をとらひ朝に
夕まてとる菓物をと持ちかへり高ひのやう世中
乃噂こまかくとかくりさせぬ糸町村は越後
より行ふ驛路まとく人の往来も志げきを母を
抱きかひ村の中は童まかく里に道中人をと
せ盃業盃の法は母をとらるひ寺院まうまく
取まもなきは盃頂する村くはおひありさ
てそのんを願ひ法同しく紀のうち訳諸の物をと

破るる時は人まも去らせると已う枝末を出してと
ものを渡しく盃取とるく道をつくり人夫の頻ひる
うちくむとを宝ん公納をもく法人夫まさ
さきてその催をまとく法はまよく領主の雪元
て延享之年寛美の業をあとへさき其のち
名を小左衛門と改めしうまとく耕作まうまふ
道ものとありしかはこれをつくり又は橋ものとこう
け後しは同弘化越村乃端は岩井沢と云
るは富十六石あまりれ下あるく百姓之人ものと
しこの村まりは一里余もたるまて道巾

りく言こと山のふもとなる三人に不作く
三人ともに困窮せしを元年巳ことに不作
して飢渇ふかへりしに公納の年を延る
事をゆるされ年々やうくに色ゆるこけるを
小左衛門ゆるし恵ひとを村なる城越村の所業
よいへるハ岩井沢乃若いうもも困窮よりて更
食さへ年々ハ農事もなりかたくなりて
三人の若より更食の價金一分つかしかりて
的年ハ元年より小左衛門も其地ようりを乃の
くふへを来をハ相ゆるし而乃者成りらハ

三人のものよ産業の事をとをへその外ハ反
乃未ゆくありて三人の農事を助け種籾農
具の類をこりて更食をもつけ二年かとに金
三分ゆ三分ゆとかしあこへしうち金一分三分ハ
小左衛門ゆより出ていその價をもちて岩井
沢より城越へゆくまハくを年賦とく大さ分
ゆ山とおゆまハ道のかともあ西ゆ三ろくさに十
五町もあらん沼畑を新ゆ道を開さ山坂を
して年こなりしめ一村のうのハさらもいて
を後人の訪かふ使もゆうしうりさ越後乃

驛路往来沢より縄沢の界ハ郡町迄も知りて
郡所ありて雪崩もあり秋乃末毎ふる時ハ人馬
ともに行るゝ事を六年前より新しくふる道
を開きさしに或ハ役夫を雇ひて是を築かし
め又ハ石垣に命じて岩石を切ら〻しむ凡人
夫を用ふる事多人ありて賃銭もまゝ二
十貫文ものぼるを小左衛門一人の力をいたく
き也を難しこれより四年巳の七月まゝに宮
地ことゝくよりぬ又縄沢乃うち白坂甲石
村乃下なる新乃をもこゝろ安しとして年毎

険阻の乃を正ゝ公納を申す事多く村のうち
の争論ゝ〻ゝまゝあつひとまゝ領主乃裁
判を乃ゝハさを年〻よりやまゝ北岩行身よ
つもゝ〻ハ明和元年かさまて褒美して年
そこゝとそあゝける

貞義者みよ

こよハ若松の城下年貢町の僕なりを見る和右
衛門といへる者乃妻なり夫ハこと〻しこ十九なる
男子七つになる男子もあるもと九年を経より
癩の病ゝく醫療をつくすといへとも面乃

家あるくて世をすごるわざもなりめでいとか
のまぎれをひまさあ新煙草を商ひしうこ年
このこと形もこころるくくなりうを是ともにいと
こてんのまくなりをを家の内れ老飢渇まも及し
と此妻看病いとゑまよ人乃家ぬひ物あらひなと
をる事こ内やうをとろそのるう孫ハをのつろ
頼む人もゑうこさ仕入物なるといふ事の先く
ようもく来らさるかあまぎハ支のむををこくく
遠さ町まをををさてらくの内ゆり親ふこ人世をを
ゑるほとの事ハこまをふ人の働ようを出こうは

孫よ支の雑病をいこうり新夕の食物もをのま
ハをろそうるるをくひ支よハふろしこさを懐り
いこよりしてい夜ハ病をも除ろのまをしこさ新を
を暑のよ世記二便のたをけいこうる事なく
新よもなりていまうゑまハをりくさをろう
煙草もこつうををふ事をうぬハをのまを吸ゑく
のまを世ゑまある先ををろうハまほしこといへハ曙
血出くころうこさ支のををひこさ人目もをちは
語ひ行道ををうも行くまをこんを顧先行支婦
をもゑまあやうなる生まをつこさなまハくあこさ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

病の者乃家ともいハゝ出入人の足も赤はけ毛
産乃うゝ丸花柏のようけさゝらのふりくなゝ
月よハやゝまゝゝる夜をまらひ髪ハ丸まゝゝる
まゝにとりあけ孫と共よハ世くゝ丸夜さを洗て
見たなとゝハくゝして髪ゆひ頂そりゝとゝまゝハ
るゝくゝのやめる者ともゝえをゝこゝの高ひも
あまゝハ茶湯乃料ともゝるゝゝやゝく訪ひ来るもの
茶のゝ煙草すひをとしてゝさハうゝ人のまくむ毎さ
病乃ゝ世くやとりともゝさゝをゝりけるある時
和右衛門妻にいへるハ年ゝ乃書ひ報ゝることハゝ

ゝゝもゝくゝも除くへゝさゝ病にあら孫ハ年ゝ乃こう
きうちにゝをもゝゝてゝいゝゝへもゝありせよこう
ゝとゝハゝ妻うちゝるけゝさくゝゝる事のゝハす
ゝるハゝるゝの誠乃ゝゝさゝるゝゝるゝうゝ紀年月をか
さ祝いとけゝるゝゝものもゝ人ゝゝるりゝゝゝもゝん乃
ゝれ刃事もありゝゝん今ゝゝゝゝて出くい
ゝハ年ゝゝつくせくゝかもゝ水の泡とゝらゝん事のわ
さゝくくゝたゝひけ家をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
あゝゝゝとゝせひゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
真義をゝゝせゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

賜はるべき筈なるに女は免されてなる者なりと
てことに延享三年とりふに願ひ出でより米をあ
たへて賞ぜらるべきこと

忠孝者早助

早助は若松の城下高屋町より高屋町
者の子なりしが父母ともに盲目にて
に家貧しくして宅地をも賣たりし高屋町
僧屋敷にすまひけるが父は米屋もなく早助の八つ
なりしに年に仕方へも奉公やり又は寺へもいら
しめて出家なりもなりたんといひしを拒みて

といへるものあるまうして貴ひ育しが六年前
に父は病ひも浪人となり大工町へ僧宅せしが
なむひてやうやく八人となり身を立させんの
意なりしを若年なれども金百匹をもとくいろ
うとなりも主りとめくせしもいとなる孝といふよ
早助うこまりてをけるに紀伊より孤ひとり
きまのうくまく薬をもとめ父をうけ今さらに
もとくまゐらせんやうなりしかのなる富
を望るともゆうせんけこいうとなるの者を重ぬる
ともこころともにかこうんたるものきまけども

せまかりしとき初めて手ずから
小飯炊きを為始めて家の内外者を起して出
さしに雇人を雇ひ蓄に物りても
世を業影渡味噌をともあ為ての日外設け
し日備を出しても移んこころを
ろ程ひ人あく六日まこ八十日も多より我先
まと年ひとのこと一日も空しくるる事なく
そこめこ工夫も賃銭をとる事あり紀を
さきこりれ走被を雇ひそのの事そやく絶れ八
ひまいりて拾枝をとり落葉を市にやさて

八價いやしきを拾ひ調へ入り雇ひ初めしに先よりも家
ゆひ芋こうこ又米綿をと織て賃をとる人さ事物
ひ八家を為こり妻ゆこと娘の手業にやさせ日こと
ちこ物りても和を人を必菓履を作り家
の内乃者乃ちくへさ料とるこあり八これ
をとりかゆく孫味又八青やうの物をうひ八こ
着をもたくはつこを物りて夫乃ゆあこ屋
しを後ゆ八人も多く出りて初物をれ彩八ゆ
助りふこさかゆゆけ雪く包こ添あこれ
八夫人ゆ多りあり八ひ夫人ゆこひけ

て親のもとに持ゆきけり就ては年もおい人
人のゆくゑ殊更よいとをしけれは助もいと
自て孝をとゝ〳〵二日へてゝゝ必かへりを待れ
ど家つとめ〳〵ぬ早助この忠孝を感して舞と
書ゆくもせてやゆといひける者多く安右衛門
さてむまとこを人をとゝをてをの〳〵身をろへ死
ん〳〵ゝゝくうけたる家のうちに多くみりのを
早助一人のかをもくるせ〳〵よ師もかこるいろ
〳〵安右衛門男二人女一人ありしをけあてう
ちゝさ長田恪といへるもの〳〵もとよりる人文学へ

ゆをとゝく二人乃ゆも書をとゝをるひして義
術武藝かとゝくよつまゝくけいこをへりとい
へゝく勇しさ勇ゆ八中ゝく相学ふ事もゝろ
らんといらへ〳〵ゆこを人乃ゆに拾ゝゝ書八已こ
者に雇ゆ田けるゆ先ゝ此人ゆ物もあ要筆
紙なのとゝをゝ来りけゆ八兄弟とりに彼こ孫志
を感し諸藝をも学ひてゆこかさ義殺八人ゆも
教るほゝに為り云法をとこれむもありしとを
ゆ節白盗彼岸をと此休日よりゆて行無ふ家
ふいゝりて今日八私乃ゆ為れ八仰ゆゝくも石ゆう

ゐまことてやとゐまそれ賃銭をもくかの業
紙乃料よあるく又ハ書籍こうけるくのもとよ
ゐくとの乃謝礼をもくとく延享三年領主より
褒賞ともくて米をとらせくこたん

孝行者吉兵衛

貞義者このん

貞義者つさ

孝行者善兵衛

孝行者ほよ

忠孝者八助

若松の城下駄通寺町よ吉兵衛とゐふ者あり三十
年さ紀よ姉乃支義兵衛の業をとりつゐよ姉
をも業母ととこのこて業父母の孝養をこてる事
をくく義兵衛ハ白川乃城下に店を出くカ礼銭を
高ひ拾とせくに七年このこと中風の病をうけ
族の往来もたりくく家よのこあるを母と世
ふくつくに外に出るハ難とゐふものよ乃世紀
毎りとともに側よそひてんを慰めくこかく
てうせあ母の疑こハさる事よくくその作善のこ
めよ法とく道をこさんといへハ支婦れうちくか

いるく志ゝとひ又武國小ゝさゝえてゝる三十三所
の観世音をもめくりゝとやといふに母のゝ志ゝり
乃安ゝてゝりみちゝり下紀の八助をも具しゝて十日
あまりゝとゝるひありゝさゝり信尾の来る事ゝ
迄八後の世乃為ゝ設さ世ゝくゝさゝ世又八菓子為ゝ
買ゝとゝつゝ志ゝくゝその後殺生を慰めゝさ又赤井町
西光寺の門前ゝて万右衛ゝとゝく考ゝるものゝくゝる
へゝるゝさゝを悔ゝつゝゝより為ゝとゝ世ゝくゝ志ひ年乃暮に
八菓味噌ゝゝくゝ八影の影をもゝかちあゝへ出入者乃
貧窮ゝるゝをもゝそゝ迄ゝくゝにゝゝとけゝるゝとゝ

義兵衛この妻のかんハ吉兵衛この姉ゝり若ゝゝ時ゝ
里養父母ゝ孝をつゝくゝ支の義兵衛朝あゝゝる
ひて旅ゝのゝあ迄とめゝゝく貞芸をゝり手業
小花漆ゝゝ写ゝ紅ゝゝふものゝゝ信ひをゝ
て世をゝゝゝ迄ゝり支中風の症ゝゝりて七年病
の床ゝありゝゝと兵ハ花のもゝと夜ハ涼ゝゝさ床陰
秋ゝ月ありゝさ不に床をゝうゝ座ゝうちゝゝ
ゝて酒ゝゝかりゝ肴ゝとめ腊ゝゝのへゝゝさ
ゝ里ゝ人ゝも招ゝ茶飯ゝゝゝゝゝて支の
ゝを慰ゝむ芸ゝ乃吉兵衛ハ菓子をゝゝ孫

の吉兵衛と力丸柄糸手紀又八鞘ぬるもとの
てを紀そひとせ〳〵に中よりも家よりてこそ
ゑりそといまゝ名ついつまもまをこそ〳〵うせ
されハ家屋も又全りこと
吉兵衛ゝ妻のつとめもまこと貞実なるものよく支
の吉兵衛ハ年このこと中風をとうまへ歩行もふ
まくたのらぬとよく書い技けゝ病ゆる支考こと分
始の患りゝこと病なと家よりこうちに気配
ゑ二使の用事ゆく事ゆく家よりるまハ始と支
をたゝよりゝ名をのまハその中よりて二人

の用をこさて家もそろ目もあハせそめる中
よりも家の用こさのゝかよ掃除〳〵あくれ高人乃
入来るよりもかとくよりあゝらい始の家へ〳〵等
和兵衛ゝを業とせ〳〵よ始の母ゝりして利を
あくとる事るけまいとのつゝくゝのあるえ
物も多りこと
吉兵衛ゝ子善兵衛も年沽酒を作りまこハ分の
柄手紀鞘ゆりて世代ゝとるゝハ家ゝ紀業
の中よりも高ゆる親者こる祖母よりくつへ多
異母のゝよ位とへこと事も必親のもをよりけ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

ものとひ藥用ものうなく行うこと藥もえてさら
ぬ福を喜ぶ道ありとてうまさけいつくまうも
とつゝ求ぬけり善兵衛より男子ハるくて女子二
人あり姉ハ七つよりうり妹ハ三つよりそたりける祖
母のいへるハ男子なくて喜ぶの
と手續こゝに吉兵衛ハ幸より男子ありて孫乃
吉兵衛より男子なし善兵衛ハ姉の子より嫁して
男子をうくるあるとハ喜ぶとすゝて法をつのせる
ハうゝろやとうんかとさこゆるよ喜こそうく
ろうこひ姉の喜よいひうゝ兵衛の善ハそ乃

子檀次郎といへるを喜ぶとせりいまゝ年も若
うりけるハ仕後男子生れ出んもそうゝこと記を
ゆくまゝこやうよ其事をうゝて老のふをうゝて
安らゝくめゝ孝ふをくひうゝとそ人もいひ
あひうる
吉兵衛の妻のつよハ兵藤よゝて初さ姫二人も
うるかの子の喜ひふをうゝとさても祖母と男姑よ
孝をうゝ走よもゝくく仕為り姑ハ出ると
さい祖母と男ハ側よりて二便のうゝとけ元
おうあまくく姑のうゝとこうゝさうにもうる

已二の月の病あつくして仍業姑の方をはなれ労をか
事を嘆きつつ人なも相語りしかの姑ハ娘をいと
り娘ハ姑を敬ひつゝに男を仏祀りて姑まこの
ゝらんといひそれハ病あるまを看つゝんとうゝ
養生ゝていうまを看を徒よせんこそ家のこと
先先祖のことあらゝかるへきれとるくさあし
ゝと程多ゝまゝをつくせゝとるゝん代家り仕
ふ下級八助といふものありもとゝ沼弘雅沢原
町村の民百二の年ありしの二十九年のあひこまも
めやうゝ仕へしこの八一家の若老おとるくたのも

ものゝまゝの家業の業務を費すことをとゝく弱
日城下を走りまゝり家ゝかへりてもいつゝ事な
く家を定るはゝく細工なゝていさゝかの微理ハ
大工をもやゝふ事ゝく至も出入るいとまあまて
家のこを諾ひ壁ハ崩まてゝるをあり和らゝぬを
のこ父兄をゝうゝゝゝく年くに沼る所の給
金ハ親里に贈り親るゝりてハそのもとに老
ゝとのまハ衆服さくゝゝくつゝあゝうさ
をつく吉云湯か一家のうちも孝情乃者多りり
けるを町乃役人も美詞ゝて領主にうゝ

けまし八吉兵衛か家母と吉兵衛走婦を乃子
善兵衛ゟ引ハ妻あたせ候人の名まを
下男八助ゟ茂をとらせられ時八延享三年の事なり

孝行者治左衛門

若松の城下一の町ハ治左衛門と申ス者あり公法を
重んし慶事をとろこひ人の指をなりて
下を愛へさとり商ひ慶くして人数多く
つゝ程のもはらまと奢ることの事いさかもなく者
倹約を事とけまし八家孫もとかまくを
見けるに年七人の内ハ伜治吉左衛門と

ひて壁二日町に別家せり次の兄八左助とく
指労町ハ二人八治左衛門か母の兄ハ
して母うせくゝり後の母ハ二人妹ありて
ありさつゝ兄の事久左衛門をとあつたく
ゑの町ハ家屋敷とのへて妻をとらしゝ兄
酒つくらせ又八細物をのゝ類をあきなつ
むされとまゝ事ハ子ゝさ程なきを今ハ母甚
家ハ往くゝ私夕のせ話をもせあつとゝ
の父母ハいとやくをとくまして事久しく患をう
けまいつらせゝ事実の母にひとゝせあくハ自

しゐよりて孝養をゐ〳〵んの程をもうせ
まいらせゐかゝ〳〵久左衛門の家の事ハをの〳〵ら
よもゝ〳〵てうし〳〵ろゝさこゝゑん回〳〵くハ妹とも
をも養ひとゝんたりよりもるれハ此家よりゐ
せゐとゝらむ母さうとゝ〳〵てゐふ〳〵事多こゝ家
のゝゝさうひよんをつゐの久左衛門の事さへくゐ
見なゐいうよゐ方のこゝろゝん程家よりある
妹者とハ親夕よりくゝゝてよ久左衛門の家にハ
こゝろゝ引てうし〳〵ろゝたをけ一ゝこのんをゝよ
やゝもやゝゝく活ようつゝん事をこひゐれ

ハせんゝゝなくて主人よりゐぬくて後ハ雪のあ
〳〵ゝ家の夕風のあゝゝさ様ともいつゝ日ゝゝ
久左衛門の家に引て母の家者をゝひゝの母久
左衛門の高ひの居これゐれんをつけ日五日に一度
ハ必母を我家よりともなひ夜食をゝ〳〵めゐく
れと来れ来まくをも妻とおたゝのてをつゐ
らゝゝとゝゝけゐ〳〵ゐふる程よ久左衛門夫婦も
をのゝゝこれよりゝひて母よりふる事あ
ゐゝさらく程ゝ〳〵て妹ひゝりハ猪苗代の
在町へ嫁〳〵ぬ今一人をもんをゝゝなゝぬ程に

とりまうるひと嫁せしめ、こうり母うさたい
つくしこふ未のまひとり程あるをと
もとれいこれしもふひとこうさうなのまハとか
くいひ願めくやうくそうし病やうさうさ見た
ひともうとかをも定めてん屋しいとく胸多
つとめまひそといへハ母れんもおちるく久た未つ
ゝう未の者ハもこの沿左衛つを今れ父とふなね
うしとそいまし、めける八年さ見ハつの兄乃依
沿右左衛つハるくりてこるる牽助とくいまく初
程るるをこれをもとくあるひ程夕ハつけ

たうくろこ不ふうをさのり乗こる和入こる
義の出入下つひの男女まくいこうぬとるく
ことをそへくく四とせ家に妻をもむへさせた
更沿左衛つ家つこに家ものすむる者九人あるを
いとるこの帳ハまハらを迎へて酒肴とり出
て招待しつく必産業に怠るまくさうをを
義へ示しく商ひのをなと用あらハ必我ハ
うまへとく称んころまたのこかくこ兄春の
花紅の月ハも町乃うちを人組なとふこの文
ハかしく義ハもたつこ細こ者をも悔むう

へ常に世をくらす業の暇をうかがひ
へくらすといへる去年の事にやあり
彦市といふ者商ひの利をもとめ
しを幾十文貸文をかりあつめ
ものといふ人いさこうもおさえたるやう
にこれをつくのはしむけかまもかの貸幾
貸さるまをされて期をあらもあまといさ
んにかけたらく嫌をつけぬ世をさりし父
母の霊前に朝夕の配膳をとりあくはくの形
たるる味の拵求て仏へ供ひ高下に拘らぬ家に

つうふところ此男如あまくなりをとうく愛膳し
病あまは八ちをやうの醫藥を用ゐ其家の事
あまは八必帳やりて家ふいてらしむまれつさ酒と
好しか一日疎ゐてる事ありしを母の凍し
この八変らう病ふさこうるうにことつまくまに
去ふ姑まとと姑事ふこ母のこてたのとこの
さくもせん殺多の人うろうくあをおさむる
労もちくるうらぬを貴姑ふとハ頑くもあまり
とせちにとくえけまハうらうしてそ限を定
て酒をものくうこ始事之年に付事聞

へうつくふるものありけれハ茶をあたへて饗美せり

孝行者伝之末孫安右衛門

伝之末孫安右衛門ハ若松の城下甲賀町博労町ふたつ
ゝ乃町の検断なりしそれ方ハ甲賀町ゝ名乗り
十年ゝ父孫忠右の職を継しかゝ生まれつき賢
聡なりしを忠右ゝ礼法をまなびいとうの町
くれ者とあなどりこれ方をうやまひ高ひ
きこゝろのを技ハ慈ゝ数藏をかへしかゝ町の者
もうらく物腹せり父ハ六十ゝ及ひ藥もきかれ眼

とゝ入ゝりかゝりつくく毎ゝ居の病に犯されとりか
記居も自生なりぬを妻とおとりのことこれを
ゝけ方の食業乃扇ゝ為ゝくんを居ゝゝ
なしゝ身後助も此行ひゝ方をつ
ゝくゝ出ゝ居ゝ告けゝりて中ゝ内ゝの事ゝ
ゝ乃ハ父ゝ居ゝて其の旨に出ゝ
もゝつくゝしゝ世ゝゝりあまハ必ゝれを告ゝに耳
ゝゝゝくくゝゝゝゝりゝ弟ゝやうの者ゝゝ
をゝゝゝゝゝ記ゝてゝ世ゝゝむ者ゝゝくゝ生
まゝゝも父ゝゝゝゝ酒ハ必ゝゝハゝ毒ゝくハ日こ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

とゝ小あるゝとも母ハ子をさとりて父乃
ゝをいさめん事を思ひ兄弟の和に勤め亜
しゝ又ハ人のとゝりしなと言葉をつくろ
ゝとめぬ父ゝ又ハ人をとゝ道のおとゝを
つけ或雷雨時ハ傘を見ぬ振の新まゝく貧助持とこ
ひ又ハ孫を抱つゝこまを勤むゝ世家に藤
の家ゝり史記を讀ハ孫を抱つゝ事ハ走り
出りて父ゝらけを養ふ或ハ食を設まゝ有ハとく
その場に行ぬ家ハ妻と身とゝをあてせあ
まゝの具をゝにゝけを去ゝ父母のあやまりな

ゝん事をゝひゝりゝして立のゝぬゝる或ハ
の雑具まゝく焼ゝ当ひ家いゝく貧く家ゆ
ゝゝゝ程父の家ひゝく事なく孫を抱ゝり
乃孝ゝ妻身ハも及ひてゝるけるけゝる事
もあり乃ゝゝくの事ハ書もつくゝと処家
之年領主より米そこゝをあゝへくゝ乃
行ひを賞ゝ

孝行者孫野右衛門

若松の城下壁町ハ孫理右衛門とゝく大工を業と
ゝる者あり其妻とり小者母につゝくゝこゝあ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

て孝心あつく七年程より其妻病うく死て母
大よわりて歎きけれいうもなくして母の憂を
除んと職業をとりてくひてとりて母にそひて
日夜のつくしてうさをわすれうりて行ろれとこのやう
に勤め暇あるときハ草履はかとつくり
てあれを價にかへてくいとるうとしやむ事を
知を他人にとりても必とくかへりて喜いろの
されと宮ものりて職業を捨てふいとなく
貧くありゆくとりて母の目いやうん年よわや
少んとする色をなれやれうへ恨はまくうく

ものらぬやうに後程を加ふるものもうるうり
うれ業うて時くれ彩飯菜まくく日ことに母
にえせくあんせく発りて絶る事ありて外
うりのいうとしもさうぬさ面よてもてうく
る母のよて而ハ程更交発れ重にうるへ二後の板
ひも母乃んよのの世元あつふ器もと而よまて
志つうひ寒く日ことに洗ひそ紀様まとく
るさやうに意と用う母菓花をこのとけまハ
者に多くの美花を持くうろとくめ最も
側よありて戯まてる世とこのと行るまと語の

つけ母の眠るをうかゝひ起出て精進乃外
まぐさえ魚肉をもうけ密かにつゝ試み
法母の食をとゝのへくはせ延享三年頃より
ときとゝけまゝ八年をあくへて癒い美せり

孝行者 菖右衛門

菖右衛門ハ河内国勝常村の民にして百姓なり
くハ石あまりもつて父八右衛門と共に農業
ハけるに菖右衛門十二歳より若松
の城下大町若行院といへる寺へ行てつかへ
給ふ事を望みしかるに母のいとけなきを
七日ことゝに豆乳を注ぎ給ひ
二里余の道をかよひ
に母をいたはり藥白湯をもとゝ
の程若行院にて事三十日あまり一度も怠
る事なく程なき者のもとよりはいとあつかりて
ゆるし乃通しをや母乃病いえぬ人とをりて
も程の外院につかへをりて感動なりしこゝハ
ゆ傷に堪へて食物の藩の家士の若党と
なせりその給金をもとゝくく父母に贈り
異男の帰りの時菓子類をもつて衣服乃

料をあく日を送りしほどふかまると江戸へ登
り上て同〜教士にたゞつきこゝの母儀の病あり
てうせしを記書右衛門うちさくより毎日お問
の脈をとりひてたゞ〜思ひ居ける者父子かとゝ母
乃墓に参りて小花をたむけ生〜時好免
る物ゝ酒をも飲へをのまを江戸へ帰り
孔川乃遠きを隔へ〜まに合ハのきとゝまも不
抱せさる不孝の罪ゆと生るものゝ如ことく細
くとゝひたのされとこれも貧きを助け系
らせんのんゝ〜をいひさく江戸乃孫ゝ

ささゆゝを抱ひたのこれ父の病にハ又孫
影やうの物ゝ〜年〜ゝ程ゝ多ひ〜
日数もゝゝ〜ハんゝ〜ゝ家ゝ孫さ
ゝと考ゝりて三ゝ世ゝゝ人を出〜て
家ゝハへゝ其後父病氣をやゝ〜ゝ先の股も
れゝこと起外もゝのゝこゝを考ゝ異ゝ食も
乃ゝゝをもんをゝ患ゝ枝ゝあゝ程ゝ〜ゝ乃
腫物氣ゝ堂ゝゝ痛ゝたゝやゝゝ程膿水流
ゝんゝもゝゝゝゝゝゝ蓄右衛門
ひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

て膿をすへてとゝのゝいいたゝきたりてゝさく快くしといふまでゝ八日ゝゝ五日ゝゝ六日ゝゝ
くゝそのあたりより病をとゝふ者ひとりとして常人のごとくにして業をなす感じあへるをなをとゝさいあるゝ日まで人ともに稚子を抱ハ母の乳をのみて人となりて今ハ父の身より出る膿もゝの如乳をとゝひあせハさのあを繰らたゝともゝ
とゝと言へさ月日経くゝの乃腫物ハ癒ぬる十月のゝ経ゝり傷をを病られとれをを療養んをゝくゝあらゆる祈祷いのゝゝの事をゝ

その志をゝ行りて八十にあまる老父のゝうして病をゝりあまりとその名殘をゝゝくゝありて起居二便のおさあゝくゝまゝくゝ意を用ゐゝくゝあり傷を八彩色ゝりてやむもれ多ゝりけまハ領をよゝひて醫藥ゝゝる事ゝなとあるを書ゝ
ゝゝの八変ゝゝ月ゝゝゝる事もせゝくゝつゝゝのかりゝく療養ゝゝに傾ゝゝ藥をハゝゝ月をとゝゝ見ゝつゝもとゝひとりてゝをのつゝゝも藤を心身記八つ九ハ乃ゝゝハゝゝく義業の為校ゝゝ集め書ゝ巻ゝりとのゝゝゝ和とゝて来也

これ全く蓄右衛門の徳のいたる所と人もひとしせしの老母波をちくらんためしなきやうに父八失てさされと今まくれ行ひまゝくひすとて須臾より業をゆゝしてこの孝を賞しこの時を延享三年の事とそ

寄特者利兵衛

寄特者山之郷

寄特者宮兵衛

寄特者清内

寄特者長右衛門

大沼郡上条郷村乃民に高九石余持利兵衛

高十石余つゝもちうゝ山之郷宮兵衛高八石二斗あまり作まる清内高十二石あまり進退ともに長右衛門ともにさとりの高よりもあらぬ在農業のつとめ家のつゝましきもその在りまゝくゝ倹をもつて節をもにせゝとの八貧困も是ゝうちさとりこと生まれつゝ孝源直よりて一村のうち和睦ゝ窮苦ある人八必おもてのたらさるをたすけ又者ゝ家内ならへさるりこと ぬ業ゝけて妻ゝこと ぬ馬ひ沼家屋破まゝる傾こと有るとゝく民のいとゝ

にさつる事ありてかゝるとぬをかまくに力をそへん
其所をはせ〳〵むに米金をもつてあるふまとも
利分なと元事なくそのもつてるを本の数を
も程もるやうにさせん事をそなるまいうの
る者もうくるを急をもるへあるあるなら利益
をも出さそいを思もくおんうことまくとふをと
もくいひあるひるとてをのつくるあるりの
風俗もあるくる代ようつりぬつく事論をと記
る事さくるのなり〳〵云事れ秋ふいつりもれ
作して公納もおかつるあるのをかりをかりひ

あつせくそれ願くるを補ひとれうまたるのを
とを用るくつるり事のうちに貰せくそを
さ村くるも其風をうひて民のくれるとまと
うくるハ金くこれをくにるまりとく死事
四年領主より米をあくへてこれを賞しく

孝行者孫惣右衛門

孝行者こゝん

孫惣右衛門ハ若松乃城下四乃町のものなり母さと
めくを貴〳〵くつるよ横のとそけとく横乃下
地をつくるもるの生涯ハ母を養つり妻うんハ亦を

麻さておとものにとさこいとに毎日七十五束に
て果くらのり疾をやあるうつをとなりていつも
入梅乃時のり出用乃ものくい粉ものとけをさ
らぬ時も一日あひ〻或ハ二日或ハ三日或ハ四日
なとにて藥乃事産ものをもつ更物とも賀
さ中ものくらのはの事いとをるこいとそ乃病
をとをとけつをり病つをのとをかとハ織業をもとを
法をと流をり妨めるものハ病しをを
ひろに價もをとくあらぬ形ハ動うをいさ
この乃家又ハ病多の具をも賀をとをのりてとれ

を家免神仏をいのりをのとをとハいとけるをとをを
いとをとむに祈をを病疾ハ者をを物又ハつのを
煙草をを〻をとをつをを銘と煙草を必をを〻人
をとをて物多のをとを免他ハ必をををを〻そ乃
物ものをハのをとをて出産をとををものをを時
のをを又を說なと差をを人産を毎にををひを
を也又ハ說法乃場にをりてハ人の親のををハ
ひつを産をつをとをををとをの産ををを
毎にを法ををを物をを物をををををを
ちをを〻免ぬ事ををを〻をををををを

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

やく出さと云とは是をもひめてとつて深うへ
〜ゆいとなせとの孔湯よりおりむかしめんとな
るを小母の病つよくおこりて果さなとなせ茶に
只乃煎ふさへあひあるとこゝを見る物を焼灸
ひて歯なるを小豆をつくり粗殘り茶に粗葉
のゆ孔粗つきてく母の涙こるゝけの妻も出れ
つさ茶和にしてそなくに粗乃ふよりあい二夜の色
ひよも必つさそひ茶意ふ茶をとる見物を
りを暖め爰させ夜れたること強つくる事を
ものひつくゝくるゝ〜ぬをとなせ男に涙恵を歯

く粗ひ〜かゆ孔更妙おらもにとるる業のこと
つるかけくいよくとる見ちひ乃後るよりしを
妻をるゆてるさこあくりけ者とこりあひて
其職を高ひ〜て病のことけとるく妻人
の働よくお人の数乃うちうへよ及を法朝夕を送
里あくりをさ醫師水粗清唐といふものよ
こひて藥をも服させまくせくこの涙病室
里をく今ハうりたるんとをとる小更るくい
妙ハ和〜うち粗男を一日寺小あるものりくこと
ハ唯母のおくるる夜よをそあるれる里いをく

ことのこの療治うくへきこと力もあらさるといへ共
も当神仏をいのり実相寺の薬師仏に詣
ありとこさけと糸るへきこ家くらのあらぬをと
のくそろひくあやしきこ家いとつをあとひら
乃寺にいてう初こそらに類さ物ものかそのの
ほとの通てけるのや先の病忘りたくぬを
さ暑さすもたくらはぬのをなるをいさてうも
いとふるくいとるをとつあり此毎初とり
のそそ時の家それくに見やとく志るく素
ひるあくり此者りりくるさ面こふるの

ありて是物のもの領主より米をあくへしふ
延享四年此事なのこと

孝行者林右衛門

若松の城下一の町に林右衛門とくことく七十と
になる迄ろか年九十になる母よつへく孝
行なりこと家をあくこ称いさ況の年初右衛門と
いふ者を書子とく姫ともむへて家の業を
ものそ此月小醫師岩田知見のあり
て其術を学へり十二年前右乃町にうの家
て母をも迎へとりて此病を療して

いとなることせり母の年老て目も悪あしてよ
くも付ハぬをとりくたたせ養ひ子あらひ髪
とりあつ髪ゆふ事もこつらの子をとりまく
志ゆ〻 毎月に二三度ハ日こと湯をもつ
かふ世話ハ乃事ハ二度のあらひまくゆ実に稚子
と表ふうとく毎ことに流ハ療養乃外他へ出ること
となくたとひ外ゆとも内の事ハ万事志ゆ〻
毎ことに内ハ母乃好む物を与養とすとあらう
乃童たちと呼あはめ小うこと物美仙昔ゆ〻りな
らゝと母のこゝを慰まゝむ四年前より城下り

出ありてその実代ゆ母ゆ母ひ乃ハ魚商ふ
書子の初右衛と志ゆ〻目居せゝら年久
〻家をもゝ〻〻借家ゆ母事を母乃
類ゆこゝふをいとこゝ親子みこ人ゆ起〻業を
もけこ去年の二月より今の一乃町ゆ家屋敷をも
とあゆてうつりすめり林右衛七十にあまり人
の扱ひをも好へこと乃のゝ孝ゆの奇特ゆやう
ひ〻〻〻ゆこゝやうゝく母を背あひ戸口ゆ
出ゝの〻まゝむるを初右衛ゆ迷ゆもをのゝ
見習ひゝく林右衛ゆ母ゆ乃ゝ出店し

て魚を高い所の中に祖母林右衛門と共に
あるいは價よりて買ひ求めて給まり氏を
八林右衛門も次男に老り老母乃書いもの
うりうることを初右衛門妻娘うりてつくんこと
娘をわたをもたらぬ老母をまい我を見の初
んほとんんのやくまもつくまつりんこと
なるまとくくさらにやうさまこと延享四年
領主武事ゆえくく林右衛門を娘
初右衛門妻娘をも町乃年切而にようて右あるを
孝義録者新三郎

新三郎八郎麻弘下畳村の民三右衛門叔父ありて
兄八彩右衛門といひて今の三右衛門父なり家貧
くくして四十七年前に貢相納むへきたつきる
くらひうとれくを彩三郎二十一の年同郡
下吉村の清兵衛といふ者乃もとに雇へ
弘とたつその給金をもつて兄乃憂を救
しかそれ後又年のこれをうる事ありて質
券をそ年勤め過をそて日弘小田付村に二年
つと発三十に及ひてやうやく身の代をつくり
ひ兄二のもとへかへりおとともに耕作して住ふ

又田畑あまり刈納る物なりし年家内五人を
ゝとまりてくに分をとりてつゝる事とゝ
ぬその後新右衛門の娘のやうやく九歳にあまりるを
新之丞いとまもしてそこうこうろうんを
られを異しそのの下吉村乃清兵衛の弟へ
けるこれにつとむる事又十九年ゝりうの姪
る者稚さほとゝ抱さうへて添度をゝ勤のい
とまくに苦しきくナこと乃年下墓村墓
婦ゝもとゝ新ゝやり其乃年こと示乃代
をつゝけいつゝ五ヶ之歳よりたるゝ分をうけ

戻しこうしく程にもくめりゝ元之十年他の
家につゝくこと其こうナ五年弟に兄の新右衛
門ゝく新之丞ゝ弟の代を償ひ遺戻し家
遺りうくんなといへりしゝ兄ゝ子もありて志ゝ
も奥しこをふひとりてかつくうけゝ之農
業やとむへこと孝ひ日ゝとゝあきとく主人の
用を勤先ゝ之ゝ暇こひて山入ゝこりして
兄ゝ家の新と弟ゝ又右衛門ゝ山ありしゝの
之姓業ゝくゝをつけくゝ兄の家に強ゝり又人
のもとゝくゝ食物をとりそゝにあへ其中を

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

日ごろ久しく兄より遠ざけ人の家乃勤ゝこもまめ
やうなれとも時に臨てゝ夜の昼に第一番を宣
てあくこへゝを代番ゝて賜へとさの丸業ひ立
し姪をゝあらせん便とゝ信その後ハ又必兄のもと
へのことくれまつへをやめ家ゝいてゝてのち
新右衛門中間をゝ呼うゝ身とゝりことせの
極らゝ外てありしを甚病しゝとゝる事も
ゝみをのまこゝをあらゝ兄ゝめと物之ゝ無ハ
農業をとけこて公納ゝ為ゝそといさめつひ
ゝとゝに兄の病をたゝくゝゝ心とゝ祈

かとけいのりゝを師ゝむゝ藥こひよ祈ゝひ
二便のとりとゝくまくいゝゝぬこゝる事ゝ
涼しくゝ夏ハあくゝゝよ庶をゝゝひゝゝよ
発熱夏ハ朽よまゝる独業をとゝめ秋冬ハ
ゝるものをゝれなるをゝゝゝ手尚しゝく
賜へをゝて病よゝゝ口ゝ叶ゝん物をゝ乃
ゝのへゝゝむ又孫しゝゝ尚ハえせ難ゝ
ゝゝるゝ七年ゝゝ兄ハゝせぬ物之ゝ無ゝ世
小ゝく其月ハ妻をもむゝゝ舞 作の時と
養ひとを失ゝゝ公を辞ゝて志ゝる極よ

136
50
197

こたゑつもりくその行ひよるひ田乃物をろ
そうよ世ほ公役とゝ身やうう勤めけまた
延享四年頃ゑ年そこくを年をあゝ
しゝそ

孝義録巻之二十

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

136
80
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用